

大妻女子大学大学院学則(案)

(平成22年4月1日)

大妻女子大学

大妻女子大学大学院学則

制定	昭和47年4月1日	改正	昭和51年4月1日	改正	昭和51年11月1日
改正	昭和52年4月1日	改正	昭和53年4月1日	改正	昭和54年4月1日
改正	昭和55年4月1日	改正	昭和56年4月1日	改正	昭和57年4月1日
改正	昭和58年4月1日	改正	昭和59年4月1日	改正	昭和60年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	昭和62年4月1日	改正	昭和63年4月1日
改正	平成元年4月1日	改正	平成2年4月1日	改正	平成3年4月1日
改正	平成3年12月24日	改正	平成4年12月18日	改正	平成6年1月27日
改正	平成7年2月1日	改正	平成8年2月1日	改正	平成8年10月28日
改正	平成9年11月4日	改正	平成11年1月29日	改正	平成11年11月1日
改正	平成13年3月29日	改正	平成14年3月22日	改正	平成15年1月28日
改正	平成16年1月27日	改正	平成16年10月26日	改正	平成18年1月29日
改正	平成18年12月19日	改正	平成20年1月30日	改正	平成 年 月 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 大妻女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第 1 条の 2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(課程)

第 2 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

(修士課程)

第 3 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(博士課程)

第 4 条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(標準修業年限等)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

3 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。

4 博士課程は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取扱うものとする。

5 本学則において、前項の前期 2 年の課程は「修士課程」といい、後期 3 年の課程は「博士後期課程」という。

(研究科、専攻及び学生定員)

第 6 条 本学大学院に次の研究科、専攻を置き、学生定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	修士課程	12	24
		博士後期課程	3	9
	言語文化学専攻	修士課程	8	16
		博士後期課程	3	9
	現代社会研究専攻	修士課程	6	12
	臨床心理学専攻	修士課程	6	12

(人間文化研究科の目的)

第6条の2 人間文化研究科(以下「研究科」という。)は、生活科学、人文学、社会学、人間学などの人間の文化全般に関して、広い視野と学際的・総合的視点に基づいた理論的・専門的・実践的な高度の教育と研究を行うことにより、社会関係資本の重要性が増す今後の社会をリードできる人材を養成することを目的とする。

2 研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

一 人間生活科学専攻(修士課程)

人間生活を、被服、食物、保育、家庭生活などの研究の枠を超え、人間、発達、心理、社会、環境、生態、健康、教育、文化などに関連させながら、生活を総合的科学的として捉えると同時に、生活の知を探究することができる人材を養成することを目的とする。

二 人間生活科学専攻(博士後期課程)

人間生活科学専攻(修士課程)における健康・栄養科学、生活環境学、児童発達臨床学の専門領域の研究・教育をさらに深化発展させ、高度な専門的知識・技術を駆使して、広く人間の生活現象に関わる諸問題を真摯に探究し、解決することができる人材を養成することを目的とする。

三 言語文化学専攻(修士課程)

日本と英米の文学と言語を中心とした専門領域の研究・教育を基盤として、さらに、近年内外で展開する政治、経済、文化の流動化に応え、洋の東西にまたがる国際情勢と文化の動態を柔軟に取り込む知の枠組を確立し、実践することができる人材を養成することを目的とする。

四 言語文化学専攻(博士後期課程)

言語文化学専攻(修士課程)における日本文学、英語文学・英語教育の専門領域の研究・教育をさらに深化発展させ、内外で加速度的に流動化する社会・文化の動態を読み解き、多様化し先鋭化する研究分野の動向や理論の展開に柔軟かつ強靱に対応して、自立した研究活動の成果を挙げることができる人材を養成することを目的とする。

五 現代社会研究専攻(修士課程)

より広義の社会学的な観点から、高度情報社会が要請する専門的学問領域と専門的職業領域との連携を図り、市民としての主体性とコミュニケーション能力ないしは臨床能力を備えて、現代社会に実質的に貢献できる人材を養成することを目的とする。

六 臨床心理学専攻(修士課程)

臨床心理学的なアセスメント、心理面接、地域援助の理論と技法を修得し、さらに科学的思考と臨床的な態度とを身につけ、医療・教育・産業・福祉・司法などのさまざまな領域で、適切な援助、介入及び研究のできる臨床心理の専門家を養成することを目的とする。

第2章 授業科目、単位数、履修方法及び研究指導

(教育方法)

第7条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことが

できる。

(修士課程における履修指導及び研究指導)

第7条の2 授業科目の履修及び学位論文作成等の指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、学生の履修すべき授業科目の選択について、あらかじめ指導を行うものとする。

(博士後期課程における履修指導及び研究指導)

第7条の3 各学生ごとに、その研究課題に対応して、それぞれ専門を異にする3名以上の教員(指導教員1名、副指導教員2名以上)からなる研究指導チームを組織し、多角的、総合的な研究を促進させるものとする。

2 指導教員は、学生に対し、研究計画を定めるための指導を行うとともに、学生の研究課題に即した授業科目を選択するよう指導を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第8条 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 学生は専攻の授業科目について、修士課程は30単位以上、博士後期課程は人間生活科学専攻が6単位以上、言語文化学専攻が12単位以上修得しなければならない。

(履修方法)

第9条 研究科各専攻における授業科目の内容及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

(他の専攻の授業科目の履修)

第10条 修士課程において、教育研究上必要と認めるときは、本学大学院の他の専攻の授業科目を履修させることができる。

2 博士後期課程において、教育研究上必要と認めるときは、本学大学院の他の専攻の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第10条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の3 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第10条の2により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせ10単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

(単位の認定及び成績評価)

第11条 履修授業科目の単位の認定は、試験によるものとし、每学期又は学年末に行う。

2 試験は、筆記、口述又は研究報告等により授業担当教員が行う。

3 授業回数数の3分の2以上の出席がない科目については受験を認めない。

4 病気その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかった者に対しては、

追試験を行うことがある。

- 5 各授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）をもってこれを表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。合格した授業科目に所定の単位を与える。

第3章 課程修了の認定及び学位の授与

（修士課程修了の要件）

第12条 修士課程の修了には、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程修了の要件）

第13条 博士課程の修了には、大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の大学院の在学期間に関しては、修士課程の在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出した者について筆記又は口述により、最終年次の後期以降に行う。

（課程修了の認定）

第15条 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

（学位）

第16条 課程修了の認定を得た者に対しては、次の区分に従い学位を授与する。

修士課程	人間生活科学専攻	修士（生活科学）
	言語文化学専攻	修士（文学）
	現代社会研究専攻	修士（社会学）
	臨床心理学専攻	修士（心理学）
博士後期課程	人間生活科学専攻	博士（生活科学）
	言語文化学専攻	博士（文学）

2 前項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないもので、博士論文を提出して、大学院

の行う審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。

3 学位授与に関する規程は、別に定める。

第 4 章 教員免許

(教員免許)

第 17 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の所要資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	教科
人間文化研究科	人間生活科学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	言語文化学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	現代社会研究専攻 (修士課程)	高等学校教諭専修免許状	情報

第 5 章 教員組織

(研究科長)

第 17 条の 2 研究科に研究科長を置く。研究科長に事故あるときはあらかじめ定めた者が代理する。

(研究科の担当教員)

第 18 条 研究科における授業を担当する教員は、教授、准教授、助教又は講師とする。

2 研究科における研究指導を担当する教員は、教授を充てる。ただし、特に必要がある場合には、准教授、助教及び専任の講師を充てることができる。

第 6 章 運営組織

(研究科委員会)

第 19 条 研究科に研究科委員会を置く。

第 20 条 削除

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 23 条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

(研究科委員会の組織)

第27条 研究科委員会は、研究科長並びに研究科に所属する教授、准教授、助教及び専任講師をもってこれを組織する。

(研究科委員会の審議事項)

第28条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究科長の選考に関する事項
- 二 本学大学院教員の選考に関する事項
- 三 学則及び諸規則に関する事項
- 四 教育課程に関する事項
- 五 学生の入学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学に関する事項
- 六 課程修了の認定に関する事項
- 七 学位の授与及び取消に関する事項
- 八 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 九 その他研究科の運営に必要な事項

2 前項第2号のうち博士後期課程の担当教員の選考については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

3 前第1項第6号のうち博士後期課程の修了の認定については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

4 前第1項第7号のうち博士の学位の授与及び取消については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

(研究科委員会委員長)

第29条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもってこれに充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

4 委員長は、委員会構成員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

(研究科委員会の成立)

第30条 研究科委員会の成立には、委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 次の各号に掲げる者は、前項に定める委員会構成員の数から除くものとする。

- 一 外国出張中の者又は国内・国外研修中の者
- 二 休職中の者

(研究科委員会の議事)

第31条 研究科委員会の議事は、他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(代議員会)

第31条の2 研究科委員会は、研究科委員会に属する教員のうちの一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 研究科委員会は、代議員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

(代議員会の組織)

第31条の3 代議員会は、次の各号に掲げる代議員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 各専攻主任
- 三 修士課程各専攻、博士後期課程各専攻から選ばれた教授又は准教授若干名

2 前項第3号の代議員は、研究科長の申出に基づき学長が任命する。

(代議員の任期)

第31条の4 前条第1項第3号の代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会の審議事項)

第31条の5 代議員会は、研究科委員会から委任された次の事項を審議する。

- 一 本学大学院教員の選考に関する事項（博士後期課程の担当教員の選考を除く。）
- 二 学則及び諸規則に関する事項
- 三 教育課程に関する事項
- 四 学生の入学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学に関する事項
- 五 課程修了の認定に関する事項（博士後期課程の修了の認定を除く。）
- 六 学位の授与及び取消に関する事項（博士の学位の授与及び取消を除く。）
- 七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 八 その他研究科の運営に必要な事項

(代議員長)

第31条の6 代議員会に代議員長を置き、研究科長をもってこれに充てる。

2 代議員長は代議員会を招集し、その議長となる。

3 代議員長に事故あるときは、あらかじめ定められた代議員がその職務を代行する。

(代議員会の成立)

第31条の7 代議員会の成立には代議員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 次の各号に掲げる者は、前項に定める代議員会構成員の数から除くものとする。

- 一 外国出張中の者又は国内・国外研修中の者
- 二 休職中の者

(代議員会の議事)

第31条の8 代議員会の議事は、他の特別の規定がない場合は、出席代議員の過半数により決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(人事審査委員会及び教員審査)

第31条の9 研究科の人事審査に関する事項を審議するため、研究科に人事審査委員会を置く。

2 人事審査委員会に関する事項は、別に定める。

3 教員審査に関する事項は、別に定める。

(FD委員会)

第31条の10 研究科の授業・研究指導の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を実施するため、研究科にFD委員会を置く。

2 FD委員会に関する事項は、別に定める。

第 7 章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学

(入学の時期)

第 3 2 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 3 3 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第 8 3 条に定める大学を卒業した者
 - 二 外国において、学校教育における 1 6 年の課程を修了した者
 - 三 学校教育法第 1 0 4 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - 九 学校教育法第 8 3 条に定める大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2 2 歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2 4 歳に達した者

(入学者の選考)

第 3 4 条 修士課程の入学志願者に対しては、筆記試験及び口述試験を行い、かつ、出身大学が発行する成績証明書等を総合して入学者を決定する。

2 博士後期課程の入学志願者に対しては、筆記試験及び口述試験を行い、修士論文又はこれに相当する論文、出身大学院が発行する成績証明書等を総合して入学者を決定する。

3 選考の方法、時期等については、別に定める。

(入学手続)

第35条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本人及び保証人の誓約書その他の書類を提出し、所定の納付金を納入しなければならない。

第35条の2 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 前条の保証人は、父母又は近親者とする。

(休学)

第36条 疾病その他止むを得ない理由により、3か月以上欠席する場合は、保証人連署の上学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して、修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることはできない。

(復学)

第37条 休学の理由が消滅した場合は、速やかに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第38条 疾病その他止むを得ない理由により退学を希望する者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第38条の2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍することができる。

一 第41条に定める在学年数を超えた者

二 第36条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

三 授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納入しない者

四 長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第39条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することがある。

(転学)

第40条 本学大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上、研究科長を経て、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(在学年数)

第41条 修士課程の最長在学年数は4年、博士後期課程の最長在学年数は6年とする。

第8章 賞 罰

(表彰)

第42条 学長は、学生として表彰に価する行為のあった者に対しては、これを表彰することが

できる。

(懲戒)

第43条 学生が、本学大学院の学則及び諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て当該学生を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく出席が常でない者
 - 四 本学の秩序を乱した者

第9章 科目等履修生、長期履修学生、研究生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第44条 研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学則第11条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(長期履修学生)

第44条の2 第5条第1項に定める修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修することを目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第45条 本学大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条の2 他の大学院との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(委託生及び外国人留学生)

第46条 委託生及び外国人留学生については、大妻女子大学学則の委託生及び外国人留学生に関する規定を準用する。

第10章 授業料その他の納付金

(納付金)

第47条 授業料その他の納付金は次のとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。

- 一 入学検定料 35,000円
- 二 入学金 270,000円

三 授業料

人間文化研究科

人間生活科学専攻	修士課程	755,000円 (2年次 765,000円)
	博士後期課程	755,000円 (2年次 765,000円、3年次 775,000円)
言語文化学専攻	修士課程	715,000円 (2年次 725,000円)
	博士後期課程	715,000円 (2年次 725,000円、3年次 735,000円)
現代社会研究専攻	修士課程	735,000円 (2年次 745,000円)
臨床心理学専攻	修士課程	735,000円 (2年次 745,000円)

四 教育充実費

人間文化研究科	修士課程	185,000円 (2年次 195,000円)
	博士後期課程	185,000円 (2年次 195,000円、3年次 205,000円)

五 実験実習費 実費

六 その他の納付金については、別に定める。

2 休学期間中の授業料は半額とする。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の所定の学費を納入しなければならない。

3 欠席又は停学中の者の授業料及び教育充実費は、減免しない。

4 既納の納付金は、還付しない。

5 削除

(納付金の減免)

第47条の2 特に必要と認めた場合には、第47条に定める学生納付金を減免することができる。

2 学生納付金の減免に関する規程は、別に定める。

第11章 雑 則

(学則の準用)

第48条 この学則に定められていない事項については、大妻女子大学学則を準用する。

(施行細則)

第49条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、

昭和54年度入学者から適用し、同条同項第1号については、昭和54年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、昭和55年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、昭和56年度入学者から適用し、同条同項第1号については、昭和56年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、家政学研究科の被服環境学専攻の総定員は、昭和57年度においては2、昭和58年度においては4とする。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第4号は、昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第1号は、昭和59年度入学志願者から適用し、同条同項第4号については、昭和59年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第4号については、昭和60年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第1号については、昭和61年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第1号については、昭和62年度入学志願者から適用し、同条同項第5号については、昭和62年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第5号については、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月27日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 第47条第1項第1号については、平成元年度入学志願者から適用する。
- 3 第47条第1項第2号については、平成元年3月31日までに入学許可された者は、なお、従前の例による。
- 4 第47条第1項第3号及び第5号については、平成元年度入学者から適用する。ただし、第47条第1項第5号の規定にかかわらず、昭和62年度入学者（博士課程）については、20,600円とし、昭和63年度入学者（修士課程及び博士課程）については、41,200円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第3号については、平成2年度入学者から適用する。
- 3 第47条第1項第4号の規定にかかわらず昭和62年度入学者に係る教育充実費は20,000円、昭和63年度入学者については40,000円、平成元年度入学者については60,000円とする。また、昭和61年度以前の入学者については徴収しない。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第4号については、平成3年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年12月24日から施行する。
- 2 第47条第1項第1号の規定は、平成4年度入学志願者から適用する。
- 3 第47条第1項第2号の規定は、平成3年10月1日から適用する。
- 4 第47条第1項第4号の規定は、平成4年度の入学者から適用する。

附 則（平成4年12月18日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 3 この規則による改正後の大妻女子大学学則第26条第4号、大妻女子大学大学院学則第47条第4号及び大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（平成6年1月27日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第4号に定める教育充実費は、平成6年度の入学者から適用する。

附 則（平成7年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料、教育充実費は、平成7年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 家政学研究科被服環境学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第2号から第4号に定める入学金、授業料及び教育充実費は、平成8年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年10月28日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成9年度の入学者から適用する。

附 則（平成9年11月4日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則による改正後の学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料

及び教育充実費は、平成10年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年1月29日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成11年4月1日から施行する。

6 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成11年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年11月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第4号に定める教育充実費は、平成13年度の入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号に定める授業料は、平成14年度の入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号に定める授業料は、平成15年度の入学者から適用する。

3 第6条に規定する人間関係学研究科の收容定員は、平成15年度に限り次のとおりとする。

人間関係学研究科 社会学専攻 6名

臨床社会心理学専攻 6名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成19年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目（文学研究科国文学専攻（修士課程）、英文学専攻（修士課程）、文学研究科（修士課程）共通科目、社会情報研究科社会生活情報専攻（修士課程）に限る）に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項に規定する人間文化研究科の学生定員は、平成22年度に限り次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	修士課程	12	12
		博士後期課程	3	3
	言語文化学専攻	修士課程	8	8
		博士後期課程	3	3
	現代社会研究専攻	修士課程	6	6
	臨床心理学専攻	修士課程	6	6

- 3 改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項に規定する人間文化研究科博士後期課程の学生定員は、平成23年度に限り次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	博士後期課程	3	6
	言語文化学専攻	博士後期課程	3	6

- 4 家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科は、改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該研究科に在学する者が、当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、その者に係る授業科目、単位数、履修方法及び研究指導、また、授業料その他の納付金に関しては、なお、従前の例によるものとする。
- 5 前項に規定する家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、人間文化研究科において行うものとし、改正後の大妻女子大学大学院学則第28条各号については、人間文化研究科委員会において審議するものとする。
- 6 大妻女子大学大学院家政学研究科規則（平成18年11月16日制定）、大妻女子大学大学院文学研究科規則（平成18年11月9日制定）、大妻女子大学大学院社会情報研究科規則（平成18年11月15日制定）及び大妻女子大学大学院人間関係学研究科規則（平成18年11月10日制定）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

別 表

人間文化研究科（修士課程）

授 業 科 目	授業形態	必修又は選択	
		必 修	選 択
〔基礎科目〕			
Developing Critical Thinking Skills	演習		1
Critical Reading and Writing	演習		1
Fundamentals of Reading I	演習		2
Fundamentals of Reading II	演習		2
Academic Writing I	演習		2
Academic Writing II	演習		2
Professional English	演習		2
日 本 文 学 研 究 方 法 論	講義		2
日 本 文 学 基 礎 演 習	演習		2
国 際 文 化 研 究 法	講義		2
人間生活科学専攻			
〔共通科目〕			
家 族 関 係 論	講義		2
ヒ ト と 環 境	講義		2
健 康 科 学	講義		2
環 境 成 長 学	講義		2
生 活 情 報 論	講義		2
統 計 的 調 査 方 法 論	講義		2
研 究 方 法 論 I (事 例 研 究)	演習		2
研 究 方 法 論 II (フ ィ ー ル ド 研 究)	演習		2
生 涯 学 習 の 教 育 方 法 論	演習		2
〔健康・栄養科学専修〕			
栄養化学分野			
栄 養 生 化 学 特 論	講義		2
栄 養 生 化 学 ・ 細 胞 学 実 験	実験		1
分 子 細 胞 学	講義		2
食品・機能学分野			
食 品 機 能 学 特 論	講義		2
材 料 機 能 学 特 論	講義		2
食 生 活 安 全 学	講義		2
食 品 微 生 物 学 特 論	講義		2
食 品 ・ 機 能 学 領 域 実 験	実験		1
調理科学・食嗜好学分野			
調 理 科 学 特 論	講義		2
調 理 科 学 特 論 演 習	演習		2

食 嗜 好 学 特 論	講義	2
食 嗜 好 学 特 論 演 習	演習	2
医療・保健栄養学分野		
病 態 ・ 高 齢 者 代 謝 学	講義	2
栄 養 疫 学 特 論	講義	2
栄 養 疫 学 特 論 演 習	演習	2
公 衆 衛 生 学 特 論	講義	2
〔生活環境学専修〕		
環境サイエンス分野		
生 命 環 境 特 論	講義	2
生 命 環 境 特 論 演 習	演習	2
生 活 環 境 特 論	講義	2
生 活 環 境 特 論 演 習	演習	2
環 境 衛 生 学 特 論	講義	2
地 球 環 境 特 論 I	講義	2
地 球 環 境 特 論 II	講義	2
地 球 環 境 特 論 演 習 I	演習	2
地 球 環 境 特 論 演 習 II	演習	2
環境マネジメント分野		
環 境 教 育 特 論	講義	2
環 境 教 育 特 論 演 習	演習	2
環 境 ア セ ス メ ン ト 特 論	講義	2
環 境 ア セ ス メ ン ト 特 論 演 習	演習	2
環 境 政 策 特 論	講義	2
環 境 政 策 特 論 演 習	演習	2
環 境 思 想 史 特 論	講義	2
自 然 学 校 特 論	講義	2
野 外 教 育 特 論	講義	2
生活環境デザイン分野		
衣 生 活 材 料 特 論	講義	2
衣 生 活 材 料 特 論 演 習	演習	2
生 活 環 境 機 能 学 特 論	講義	2
生 活 環 境 機 能 学 特 論 演 習	演習	2
被 服 管 理 学 特 論	講義	2
被 服 管 理 学 特 論 演 習	演習	2
住 居 学 特 論 I	講義	2
住 居 学 特 論 II	講義	2
住 居 学 特 論 演 習	演習	2
住 環 境 特 論	講義	2
住 環 境 特 論 演 習	演習	2

生活環境学特別講義	講義	2
〔児童発達臨床学専修〕		
基礎教育分野		
児童発達臨床学基礎理論	講義	2
乳幼児発達臨床特論	講義	2
臨床教育学特論	講義	2
生涯発達心理学特論	講義	2
保育・教育分野		
保育臨床学特論	講義	2
乳幼児発達保育研究特論	講義	2
幼児教育実践演習	演習	2
学校教育実践研究特論	講義	2
小学校教育実践演習	演習	2
初等理科教育演習	演習	2
子育て・子育て支援演習	演習	2
学校保健学特論	講義	2
芸術教育研究特論	講義	2
特別支援教育研究特論	講義	2
子どもに関する公共政策論	講義	2
保育マネジメント特論	講義	2
保育アセスメント特論	講義	2
心理・社会・文化分野		
教育心理学特論	講義	2
臨床発達心理学演習	演習	2
子ども家庭福祉学特論	講義	2
社会学的臨床実践演習	演習	2
子ども史研究基礎演習	演習	2
音楽表現演習	演習	2
社会精神医学特論	講義	2
高度な専門性を目指す分野		
インディペンデントスタディ	講義	2
〔研究指導〕		
人間生活科学特別研究	演習	10
言語文化学専攻		
〔共通科目〕		
翻訳技術論	講義	2
児童文学論	講義	2
比較文学	講義	2
草稿・テキスト学	講義	2
文学と教育	講義	2

〔日本文学専修〕								
古典文学分野								
古	代	文	学	演	習	I	演習	2
古	代	文	学	演	習	II	演習	2
古	代	文	学	講	義	I	講義	2
古	代	文	学	講	義	II	講義	2
中	世	文	学	演	習	I	演習	2
中	世	文	学	演	習	II	演習	2
中	世	文	学	講	義	I	講義	2
中	世	文	学	講	義	II	講義	2
近	世	文	学	演	習	I	演習	2
近	世	文	学	演	習	II	演習	2
近	世	文	学	講	義	I	講義	2
近	世	文	学	講	義	II	講義	2
近代現代文学分野								
近	代	文	学	演	習	I	演習	2
近	代	文	学	演	習	II	演習	2
近	代	文	学	講	義	I	講義	2
近	代	文	学	講	義	II	講義	2
現	代	文	学	講	義	I	講義	2
現	代	文	学	講	義	II	講義	2
日本語学分野								
日	本	語	学	演	習	I	演習	2
日	本	語	学	演	習	II	演習	2
日	本	語	学	講	義	I	講義	2
日	本	語	学	講	義	II	講義	2
関連分野								
語	学	文	学	特	論	I	講義	2
語	学	文	学	特	論	II	講義	2
中	国	文	学	特	論	I	講義	2
中	国	文	学	特	論	II	講義	2
〔英語文学・英語教育専修〕								
英語文学分野								
文学と理論（作者・テクニスト・読書）							講義	2
文学と制度（ジェンダー・クラス・マイノリティー）							講義	2
文学と自然（風土・人種・母語）							講義	2
英			米			詩	演習	2
英		米		小	説	I	演習	2
英		米		小	説	II	演習	2
英		米		演	劇	I	演習	2

英	米	演	劇	Ⅱ	演習	2														
英	米	散	文		演習	2														
英語教育分野																				
英	語	教	授	法	研	究	講義	2												
英	語	教	育	リ	サ	ー	チ	方	法	講義	2									
スピーキング・ライティング					指	導	演	習	演習	2										
リーディング・リスニング					指	導	演	習	演習	2										
児	童	英	語	教	育	方	法	講義	2											
児	童	英	語	コ	ミ	ュ	ニ	ケ	ー	シ	ョ	ン	演	習	演習	2				
児	童	英	語	カ	リ	キ	ュ	ラ	ム	研	究	講義	2							
児	童	英	語	教	材	演	習	演習	2											
英語学分野																				
英	語	の	構	造	講義	2														
英	語	の	意	味	講義	2														
英	語	の	音	声	講義	2														
発	話	の	機	能	講義	2														
語	法	文	法	研	究	演習	2													
談	話	分	析	研	究	演習	2													
コ	ー	パ	ス	言	語	学	演習	2												
テ	キ	ス	ト	言	語	学	演習	2												
〔国際文化専修〕																				
地域文化分野																				
ア	ジ	ア	文	化	演	習	(中	国)	I	演習	2							
ア	ジ	ア	文	化	演	習	(中	国)	Ⅱ	演習	2							
ア	ジ	ア	文	化	演	習	(朝	鮮	半	島)	I	演習	2					
ア	ジ	ア	文	化	演	習	(朝	鮮	半	島)	Ⅱ	演習	2					
太	平	洋	文	化	演	習	I	演習	2											
太	平	洋	文	化	演	習	Ⅱ	演習	2											
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(イ	ギ	リ	ス)	I	演習	2			
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(イ	ギ	リ	ス)	Ⅱ	演習	2			
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(フ	ラ	ン	ス)	I	演習	2			
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(フ	ラ	ン	ス)	Ⅱ	演習	2			
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(ド	イ	ツ)	I	演習	2				
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(ド	イ	ツ)	Ⅱ	演習	2				
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(東	中	欧	・	ロ	シ	ア)	I	演習	2
ヨ	ー	ロ	ッ	パ	文	化	演	習	(東	中	欧	・	ロ	シ	ア)	Ⅱ	演習	2
ア	メ	リ	カ	文	化	演	習	I	演習	2										
ア	メ	リ	カ	文	化	演	習	Ⅱ	演習	2										
国際分野																				
国	際	交	渉	論	講義	2														

ターミナルケア論	講義		2
死と死別の臨床心理	講義		2
ライフケア特論	講義		2
老いと死の社会理論	講義		2
医療福祉特論	講義		2
生と死の臨床特別実習（インターンシップ）	実習		2
ジェンダー臨床分野			
ジェンダーの社会学	講義		2
ジェンダーと医療	講義		2
ジェンダーとメンタルヘルス	講義		2
ジェンダーと法学	講義		2
性暴力に関する調査と方法	講義		2
社会福祉援助論（女性と自立支援）	講義		2
ジェンダーと臨床特別実習（インターンシップ）	実習		2
現代社会理論・社会調査分野			
アイデンティティ論	講義		2
宗教と社会特論	講義		2
現代社会理論研究	講義		2
リスク社会論	講義		2
社会運動論	講義		2
地域文化論	講義		2
ネットワーク論	講義		2
調査研究方法	講義		2
質的調査法	講義		2
多変量解析	講義		2
〔研究指導〕			
現代社会研究特別演習	演習	4	
現代社会研究特別研究	演習	8	
臨床心理学専攻			
臨床心理学基礎分野			
臨床心理学特論	講義	4	
臨床心理面接特論 A	講義	2	
臨床心理面接特論 B	講義	2	
臨床心理査定演習 A	演習	2	
臨床心理査定演習 B	演習	2	
臨床心理基礎実習	実習	2	
臨床心理実習	実習	2	
臨床心理特別実習	実習	2	
臨床心理学専門分野			
臨床心理学研究法特論 I（実証的研究法）	講義		2

事例研究法特論	講義	2
心理統計学特論	講義	2
臨床認知心理学特論	講義	2
発達心理学特論	講義	2
社会心理学特論	講義	2
社会心理学演習	演習	2
家族支援アプローチ演習	演習	2
精神医学特論	講義	2
障害児心理学演習	演習	2
臨床心理学研究法特論Ⅱ（投映法基礎）	講義	2
臨床心理学研究法特論Ⅲ（投映法応用）	講義	2
心理療法特論Ⅰ（認知行動療法）	講義	2
心理療法特論Ⅱ（分析心理学）	講義	2
学校臨床心理学特論	講義	2
コミュニティ・アプローチ特論演習	演習	2
研究指導		
臨床心理学特別研究	演習	4

人間文化研究科（博士後期課程）

授 業 科 目	授業形態	必修又は選択	
		必 修	選 択
人間生活科学専攻			
〔生活人間学専修〕			
発達環境学演習	演習		2
老年学特論	講義		2
行動疫学特論	講義		2
生物環境学特論	講義		2
運動生理学特論	講義		2
〔臨床人間学専修〕			
発達臨床学特論	講義		2
保育臨床学特論	講義		2
乳幼児保育学特論	講義		2
子ども家庭福祉学特論	講義		2
比較子ども文化論演習	演習		2
〔生活計画学専修〕			
生活環境機能学特論	講義		2
病態栄養学特論	講義		2
被服設計学演習	演習		2
食生活安全学特論	講義		2
調理学特論	講義		2

〔生活素材学専修〕												
生	活	材	料	学	特	論	講義	2				
生	体	機	能	材	料	学	特	論				
講義								2				
食	品	機	能	学	特	論	講義	2				
栄	養	素	機	能	学	演	習	2				
調	理	素	材	学	特	論	講義	2				
言語文化学専攻												
〔日本文学専修〕												
古典文学分野												
古	代	文	学	特	論	I	講義	2				
古	代	文	学	特	論	II	講義	2				
中	世	文	学	特	論	I	講義	2				
中	世	文	学	特	論	II	講義	2				
近	世	文	学	特	論	I	講義	2				
近	世	文	学	特	論	II	講義	2				
研	究	指	導	(古	代)	I	演習	2		
研	究	指	導	(古	代)	II	演習	2		
研	究	指	導	(中	世)	I	演習	2		
研	究	指	導	(中	世)	II	演習	2		
研	究	指	導	(近	世)	I	演習	2		
研	究	指	導	(近	世)	II	演習	2		
近代現代文学分野												
近	代	現	代	文	学	特	論	I	講義	2		
近	代	現	代	文	学	特	論	II	講義	2		
近	代	現	代	文	学	特	論	III	講義	2		
近	代	現	代	文	学	特	論	IV	講義	2		
研	究	指	導	(近	代	現	代)	I	演習	2
研	究	指	導	(近	代	現	代)	II	演習	2
研	究	指	導	(近	代	現	代)	III	演習	2
研	究	指	導	(近	代	現	代)	IV	演習	2
〔英語文学・英語教育専修〕												
英語文学分野												
英	文	学	特	論	I	講義	2					
英	文	学	特	論	II	講義	2					
英	文	学	特	殊	研	究	I	演習	2			
英	文	学	特	殊	研	究	II	演習	2			
米	文	学	特	論	I	講義	2					
米	文	学	特	論	II	講義	2					
米	文	学	特	殊	研	究	I	演習	2			
米	文	学	特	殊	研	究	II	演習	2			

研究指導 (英文学)	I	演習	2
研究指導 (英文学)	II	演習	2
研究指導 (米文学)	I	演習	2
研究指導 (米文学)	II	演習	2
英語教育分野			
英語教育学特論	I	講義	2
英語教育学特論	II	講義	2
英語教育学特殊研究	I	演習	2
英語教育学特殊研究	II	演習	2
研究指導 (英語教育学)	I	演習	2
研究指導 (英語教育学)	II	演習	2
英語学分野			
英語学特論	I	講義	2
英語学特論	II	講義	2
英語学特殊研究	I	演習	2
英語学特殊研究	II	演習	2
研究指導 (英語学)	I	演習	2
研究指導 (英語学)	II	演習	2

大妻女子大学大学院人間文化研究科委員会規則（案）

平成 年 月 日

制定

第1条 大妻女子大学大学院学則（昭和47年4月1日制定。以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、大妻女子大学大学院人間文化研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

第2条 研究科委員会は、研究科長並びに研究科に所属する教授、准教授、助教及び専任講師をもってこれを組織する。

第3条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究科長の選考に関する事項
- 二 本学大学院教員の選考に関する事項
- 三 学則及び諸規則に関する事項
- 四 教育課程に関する事項
- 五 学生の入学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学に関する事項
- 六 課程修了の認定に関する事項
- 七 学位の授与及び取消に関する事項
- 八 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 九 その他研究科の運営に必要な事項

2 前項第2号のうち博士後期課程の担当教員の選考については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

3 前第1項第6号のうち博士後期課程の修了の認定については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

4 前第1項第7号のうち博士の学位の授与及び取消については、研究科委員会構成員のうち博士後期課程の担当教員が審議するものとする。

第4条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもってこれに充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

4 委員長は、委員会構成員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

第5条 研究科委員会を招集するには、あらかじめ議題、日時、場所を通知しなければならない。

第6条 研究科委員会の成立には、委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 次の各号に掲げる者は、前項に定める委員会構成員の数から除くものとする。

- 一 外国出張中の者又は国内・国外研修中の者
- 二 休職中の者

第7条 学長、副学長、総合情報センター所長及び事務局長は、研究科委員会に出席して

意見を述べることができる。

第8条 研究科委員会の議事は、出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

2 前項の規定にかかわらず、学位の授与又は取消に関する議決については、大妻女子大学学位規程第13条第2項の定めるところによる。

第9条 研究科委員会に、研究科委員会に属する教員のうちの一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 研究科委員会は、審議を委任する事項に関し、代議員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

3 代議員会に関する事項は、別に定める。

第10条 研究科委員会の庶務は、教育・学生支援センターにおいて行う。

附 則

1 この規則は、平成 年 月 日に制定し、平成22年4月1日から施行する。

2 大妻女子大学大学院家政学研究科委員会規則（平成14年4月18日制定）、大妻女子大学大学院文学研究科委員会規則（平成11年11月11日制定）、大妻女子大学大学院社会情報研究科委員会規則（平成14年6月19日制定）及び大妻女子大学大学院人間関係学研究科委員会規則（平成15年7月18日制定）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

大妻女子大学大学院人間文化研究科代議員会規則（案）

平成 年 月 日
制定

- 第1条 大妻女子大学大学院人間文化研究科委員会規則（平成 年 月 日制定）
第9条第1項の規定に基づき、大妻女子大学大学院人間文化研究科代議員会（以下「代議員会」という。）を置く。
- 第2条 代議員会は、次の各号に掲げる代議員をもって組織する。
- 一 研究科長
 - 二 各専攻主任
 - 三 修士課程各専攻、博士後期課程各専攻から選ばれた教授又は准教授若干名
- 2 前項第3号の代議員は、研究科長の申出に基づき学長が任命する。
- 第3条 前条第1項第3号の代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 代議員会は、研究科委員会から委任された次の事項を審議する。
- 一 本学大学院教員の選考に関する事項（博士後期課程の担当教員の選考を除く。）
 - 二 学則及び諸規則に関する事項
 - 三 教育課程に関する事項
 - 四 学生の入学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学に関する事項
 - 五 課程修了の認定に関する事項（博士後期課程の修了の認定を除く。）
 - 六 学位の授与及び取消に関する事項（博士の学位の授与及び取消を除く。）
 - 七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
 - 八 その他研究科の運営に必要な事項
- 第5条 代議員会に代議員長を置き、研究科長をもってこれに充てる。
- 2 代議員長は代議員会を招集し、その議長となる。
 - 3 代議員長に事故あるときは、あらかじめ定められた代議員がその職務を代行する。
- 第6条 定例代議員会は、原則として毎月1回開催する。
- 第7条 代議員会を招集するには、あらかじめ議題、日時、場所を通知しなければならない。
- 第8条 代議員会の成立には代議員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 2 次の各号に掲げる者は、前項に定める代議員会構成員の数から除くものとする。
 - 一 外国出張中の者又は国内・国外研修中の者
 - 二 休職中の者
- 第9条 学長、副学長、総合情報センター所長及び事務局長は、代議員会に出席して意見を述べるができる。
- 第10条 代議員会の議事は、出席代議員の過半数により決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

2 前項の規定にかかわらず、学位の授与又は取消に関する議決については、大妻女子大学学位規程第13条第2項を準用する。

第11条 代議員会の庶務は、教育・学生支援センターにおいて行う。

附 則

この規則は、平成 年 月 日に制定し、平成22年4月1日から施行する。